（窓ふき器等）

**第69条**　窓ふき器の視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第45条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える窓ふき器にあっては、別添84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準とする。

二　前号に掲げる自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面ガラスに備える窓ふき器にあっては、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）であること。

２　洗浄液噴射装置及びデフロスタの視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第45条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える洗浄液噴射装置にあっては、別添84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準とする。

二　前号に掲げる自動車に備えるデフロスタにあっては、別添86「デフロスタの技術基準」に定める基準とする。

三　第1号に掲げる自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える洗浄液噴射装置にあっては、別添85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準とする。

四　洗浄液噴射装置及びデフロスタは、走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。